

京都市大学のまち交流センターへの自動販売機設置仕様書

京都市総合企画局総合政策室が行う京都市大学のまち交流センターにおける自動販売機設置事業者(以下「設置事業者」という。)の募集に応募される方は、この仕様書をよく読み、以下の項目を御承知のうえ、お申込みください。

1 設置目的

施設利用者の利便性向上及び災害発生時の救助活動のため。

2 設置条件等

(1) 設置場所, 台数, 寸法上限, 最低使用料等

設置場所: 京都市下京区西洞院通塩小路下る東塩小路町939番地

最低使用料 3,000,000円

設置番号	場所	寸法上限 (単位: cm)	台数	最低使用料 (税込み)
①	1階 (屋外災害用)	寸法: W120×D81×H190	1台	—
②	1階	寸法: W140×D86×H190	1台	
③	2階	寸法: W120×D81×H190	1台	
④	3階	寸法: W120×D81×H190	1台	
⑤	4階	寸法: W120×D81×H190	2台 (2箇所)に各1台	
⑥	4階	寸法: W120×D81×H190	又はいずれか1台	
⑦	5階	寸法: W120×D81×H190	1台	
合計			7台又は6台	3,000,000円

※ 寸法には、使用電力計測用の子メーター設置寸法を含み、空容器の回収箱設置場所を含みません。

※ 設置場所は、移動する場合があります。

(2) 設置事業者

すべて、同一の設置事業者とします。

(3) 空容器回収箱

ア 設置事業者は、設置する自動販売機に併設して空容器の回収箱を設置しなければなりません。

イ 空容器の回収箱は、容器の種類ごとに分別可能なものとし、満杯にならないように適切に回収し、回収した容器は関係法令等に基づき適切にリサイクルしてください。

ウ 回収箱の形式に指定はありませんが、大学のまち交流センター指定管理者と事前協議のうえ設置してください。

(4) 取扱商品及び販売価格

ア 取扱商品

缶、ペットボトル等の密閉式の容器に入った清涼飲料水(ジュース、茶、水、コーヒー、紅茶及びこれらに類する商品)とし、酒類の販売は行ってはなりません。

イ 販売価格

標準販売価格(定価)とします。

(5) 設置機種等

ア 災害救助ベンダー

屋外に設置する自動販売機については、災害発生時に自動販売機の飲料を無償で提供することを

前提とした機器とし、災害発生時に本市が飲料の提供を必要と判断した場合には、自動販売機内のすべての飲料を無償で提供していただきます。

なお、災害発生時には電気が供給されない状況であっても使用（対応）できる自動販売機としてください。

イ ユニバーサルデザイン

屋内用に関しては、誰にでも使用しやすいユニバーサルデザインの自動販売機としてください。

ウ 環境対策

消費電力の低減等の技術を導入した省エネ機や、二酸化炭素等を冷媒としたノンフロン対応機をはじめ、開所時間外や閉所日はセンサーやタイマーの設置による自動点灯・消灯などの環境対策機能を備えた自動販売機としてください。

エ 電気子メーター

設置事業者は、設置するすべての自動販売機に使用電力計測用の電気子メーターを設置してください。

(6) 耐震対策等

自動販売機を設置するに当たっては、できる限り施設の躯体に負担がかからない方法で耐震対策（転倒防止策）を施すなど、安全に設置してください。

なお、設置に当たり必要となる工事等に要する一切の経費は、設置事業者の負担となります。

(7) 衛生管理等

衛生管理、感染症対策等については、関係法令等を遵守するとともに徹底を図ってください。

(8) 緊急連絡先の表示

設置事業者は、設置するすべての自動販売機に、故障等が発生した場合の緊急連絡先を明示してください。

(9) 維持管理等

ア フルオペレーション

設置事業者においては、自動販売機の設置から商品補充、メニューチェンジ、空容器の回収・リサイクル、金銭管理、故障時の対応、定期的点検並びに自動販売機内部・外観及びその周辺の清掃・美化までの自動販売機の設置管理運営に必要な一切の維持管理業務を行っていただきます。

イ 作業時間等

作業内容、作業時間等については、事前に大学のまち交流センター指定管理者と協議のうえ、施設業務に支障を来すことがないように十分に注意して行ってください。

(10) 機器の変更等

設置した自動販売機の機種の変更等を行う場合は、あらかじめ総合企画局総合政策室に申し出たうえで、承諾を得てください。

3 応募資格要件

次の（１）又は（２）のいずれかに該当する方は、設置事業者に応募することができます。

(1) 京都市競争入札参加資格者名簿に登録し、かつ、次に掲げる資格を有している方

ア 清涼飲料水自動販売機の設置業務（設置事業者自らが管理・運営するものに限る。）について3年以上の実績を有していること。

イ 京都市税、水道料金及び下水道料金を滞納していないこと。

- (2) 京都市競争入札参加資格者名簿に登録されていない方については、次に掲げる資格を有し、かつ、**自己を証明する書類(注)**を提出する方
- ア 清涼飲料水自動販売機の設置業務(設置事業者自らが管理・運営するものに限る。)について3年以上の実績を有していること。
 - イ 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
 - ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
 - エ 京都市税、水道料金及び下水道料金を滞納していないこと。
 - オ 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

(注) 自己を証明する書類

京都市競争入札参加資格者名簿に登録されていない方については、申込みに当たって、一部の方を除いて※下記の書類の御提出をお願いします。

＜申出者又は応募者が個人であるとき＞

- ・印鑑登録証明書(申出日又は応募日から3箇月以内に発行されたもの)

＜申出者又は応募者が法人であるとき＞

- ・登記事項証明書(法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書)(申出日又は応募日から3箇月以内に発行されたもの)

※ 自己を証明する書類の提出を免除する方

- 1 国内証券取引所上場企業
- 2 法に基づき、国や地方公共団体から免許、許可を得て営業を行う企業及び国や地方公共団体から免許、許可を得て設立される法人
- 3 その企業実態について、特別の事情により、上記1及び2に準じて、本市の契約相手方として足りる信頼性があると認められるもの

上記に該当しない方は、必ず「自己を証明する書類」を御提出ください。

4 募集条件等

(1) 設置期間

設置事業者に対する使用許可の期間は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの1年間とします。

なお、平成31年4月1日以降については、それまでの使用状況や必要性を勘案したうえで支障がないと本市が判断した場合、当初の使用条件を変更しないことを前提として、最長2年を限度に引き続き使用許可を更新します。

(2) 使用料

ア 応募価格(提案使用料)

応募申込書の該当欄に、応募価格(提案使用料)として、年間の使用料を百円単位で記入してください。

イ 使用料の納入

(ア) 本市が発行する納入通知書により、本市が指定する期日(使用許可書発行後又は年度の開始後30日以内)までに当該年度の年額使用料を納入してください。

(イ) 本市が指定する期日までに使用料が納入されない場合は、使用許可を取り消します。

なお、この場合においては、自動販売機の撤去に要する経費、その他一切の経費は設置事業者の負担となります。

ウ 更新後の使用料

上記4－(1)に記載する使用許可の更新が果たされた場合は、更新後の使用料については、引き続き当初の使用料と同額とします。

(3) 必要経費

ア 自動販売機の設置、撤去及び原状回復

自動販売機の設置、撤去及び原状回復は設置事業者自らの責任で行い、これらに要する費用等の一切は、設置事業者の負担とします。

イ 電気料金

(ア) 自動販売機の運転に必要な電気料金は、自動販売機に設置する電気子メーターの検針に基づき設置事業者の実費負担とします。

(イ) 電気料金は、設置施設の管理運営を行う指定管理者の指示に基づき、四半期ごとに納入してください。

(4) 遵守事項等

ア 募集条件等を遵守し、使用料及び必要経費についてもそれぞれの期限までに確実に納入してください。

イ 本件の自動販売機設置の権利については、第三者への譲渡又は転貸を禁止します。

ウ その他定めのない事項については、協議のうえ決定します。

5 応募申込手続等

(1) 申込方法

ア 郵送による場合

(ア) 受付期間

平成30年2月2日(金)から平成30年2月16日(金)まで(必着)

(イ) 送付先

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市総合企画局総合政策室大学政策担当 あて

(ウ) 送付方法

書留郵便で送付してください。

なお、郵便不着の場合は、応募がなかったものとみなしますので御注意ください。

イ 持参による場合

(ア) 受付期間

平成30年2月2日(金)から平成30年2月16日(金)まで

【午前9時～正午、午後1時～午後5時】※受付は平日のみ

(イ) 提出先

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市役所(本庁舎3階)

京都市総合企画局総合政策室大学政策担当 まで

(2) 必要書類(各1部)

ア 応募申込書 様式1

イ 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等及び同条第5号に規定する暴力団密接関係者に該当しないことを誓約する誓約書 様式2

- ※ 京都市競争入札参加資格者名簿に登録されていない方のみ。
- ウ 販売予定品目（自動販売機用）
エ 設置台数、各設置場所の設置予定機器等の仕様が分かる資料 } 様式は任意です。

(3) 応募に当たっての注意

- ア 上記以外による受付（電話、電子メール、ファックス等）は行いません。
- イ 受付期間を過ぎた場合は、一切受け付けません。
- ウ 応募申込書への金額の記載は、アラビア数字（0、1、2・・・）を使用し、最初の数字の前に「¥」を記入してください。
- エ 使用する通貨単位は、日本国通貨（「円」）に限ります。
- オ 提出済みの応募申込書は、いかなる理由があっても、書き換え、差替え、又は撤回することはできません。
- カ 書類の記入は、ボールペンで行ってください。
- キ 提出された書類の返却は行いません。
- ク 応募申込書の様式は、総合企画局総合政策室大学政策担当のウェブページからダウンロードできます。

(4) 応募の無効

次のいずれかに該当する場合は、応募を無効とします。

- ア 指定の日時までに応募書類等を提出しなかった場合
- イ 指定された応募申込書以外で応募した場合
- ウ 1社（者）で2枚以上の応募申込書を提出した場合は、その全部
- エ 他の応募者の応募を掛け持ちした場合は、その全部
- オ 応募者の記名押印がない場合
- カ 応募価格の記載に訂正がある場合（訂正印も不可）
- キ 訂正容易な筆記用具により応募申込書が記入されている場合
- ク 応募価格（提案使用料）又は応募者の氏名その他の主要な部分が識別し難い場合、又は漏れている場合
- ケ 応募者による訂正印のない応募価格（提案使用料）以外の文字、数字の訂正、削除、挿入等があるもの
- コ 応募者が協定して応募したとき、その他応募に際し不正の行為があったと認められる場合
- サ その他この仕様書の条件等に違反した場合

6 質問及び回答

本件に関する質問があれば、質問書 **様式3**にその内容を記入のうえ、持参してください。様式は、総合企画局総合政策室大学政策担当のウェブページからダウンロードできます。

(1) 質問書受付期間（持参に限る。）

平成30年2月2日（金）から平成30年2月13日（火）まで
【午前9時～正午、午後1時～午後5時】※受付は平日のみ

(2) 質問書提出先

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
京都市役所（本庁舎3階）
京都市総合企画局総合政策室大学政策担当 まで

(3) 質問に対する回答

質問收受日の翌日から起算して3営業日以内に総合企画局総合政策室大学政策担当のウェブページに掲載します。

(4) その他

- ア 公平で厳正な選定を確保するため、質問書以外による質問（電話、電子メール、ファックス等）には一切応じません。
- イ 応募内容、審査等に関する問合せには一切応じません。

7 設置事業者の決定

(1) 決定方法

- ア 提出された応募申込書等の応募書類を審査したうえで、「3 応募資格要件」を満たす者のうち、応募価格（提案使用料）が「2 設置条件等」で本市が設定した最低使用料以上で、最高金額である応募者を設置事業者に決定します。
- イ 上記の最高金額である応募者が2者以上あった場合は、当該応募者の立会いのもと、くじにより決定します。

(2) 決定日

平成30年2月23日（金）（予定）

(3) 決定後の通知及び公表

- 決定後、各応募者へ決定された設置事業者名及び決定金額を通知します。
- また、総合企画局総合政策室大学政策担当のウェブページにおいて、決定された設置事業者が法人か個人かの区分と決定額を掲載します。

8 使用許可申請手続

設置事業者に決定した者は、以下の手続を行ってください。

(1) 行政財産使用許可申請書の提出

本市指定の様式により、行政財産使用許可申請を行ってください。

(2) 設置する機器等の資料

図面等、設置する自動販売機の仕様が分かる資料等を御提出ください。

9 設置事業者の決定の取消

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者の決定を取り消します。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに行政財産使用許可の手続に応じなかった場合
- (2) 設置事業者の決定後、「3 応募資格要件」を満たさなくなった場合
- (3) その他本市が行政財産使用許可の相手方として不適当と認めた場合

10 その他

- (1) 4-(3)に記載する必要経費のほか、応募、質問及び行政財産使用許可の手続に要する一切の費用は、設置事業者で御負担いただきます。
- (2) 設置事業者には、自動販売機の設置後、本市が指定する様式により毎月の販売実績を報告していただきます。販売実績は、次回の設置事業者募集等に当たり公表することがあります。

参 考

- 1 京都市大学のまち交流センター開所時間等
開所時間：午前9時～午後9時30分
休館日：月曜日及び1月1日～4日及び12月28日～31日
- 2 入館者数
平成28年度 392,457人
平成29年度 279,123人（平成29年11月30日現在）
- 3 販売実績

設置場所及び寸法上限	台数	平成28年度		平成29年度 (平成29年11月30日現在)	
		販売実績 (本)	販売実績 (円)	販売実績 (本)	販売実績 (円)
場所：1階（屋内） 寸法：W120×D76×H190	1台	11,423	1,606,370	6,897	986,920
場所：2階 寸法：W120×D75×H190	1台	5,205	737,150	3,651	522,120
場所：3階 寸法：W120×D75×H190	1台	3,094	431,130	1,801	249,960
場所：4階 寸法：W120×D75×H190	1台	9,049	1,263,590	6,164	876,480
場所：5階 寸法：W120×D75×H190	1台	8,290	1,170,280	5,467	786,340
場所：1階（屋外） 寸法：W120×D76×H190	1台	3,861	543,220	2,063	298,370
合計	6台	40,922	5,751,740	26,043	3,720,190